## 日本暖地畜産学会 役員選出規程

- 第1条 この規程は会則第7条に基づいて、会長、評議員および監事の学会役員を選出するために定める。
- 第2条 この規程の運用のために選挙管理委員3名を運用前年度の総会において承認する。会長および監事選挙に当たっては、選挙管理委員会が実務を担当する。
- 第3条 次期評議員は九州、沖縄および山口の各県の正会員数に応じて(正会員数30名 までは2名、30名を超える場合は20名を単位として1名を増す)地域幹事選 出機関で調整して推薦するものおよび次期会長の委嘱によるものとし、当該年度 の総会において承認する。任期内に変更が生じた場合、会員に報告する。
- 第4条 次期会長および次期監事は第3条で推薦された次期評議員候補の投票により選出 し、当該年度の総会において承認する.
- 第5条 副会長、本会の実務を担当する幹事若干名および地域における本会の実務を担当 する地域幹事若干名は、次期会長の委嘱とし、当該年度の総会で承認する. 任期 内に変更が生じた場合、会員に報告する.
- 第6条 この規程の改正は評議員会の議決を経た後、総会で承認する.
- 附則1. この規程は2022年10月29日に発効する.